

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
7月5日  
(火曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………四

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(漁政課)……………五

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………六

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………七

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………七

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………八

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)……………八



### 山口県告示第三百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	廃止年月日
緒方耳鼻咽喉科	宇部市常盤町二丁目三番三五号	平成一七、四、三〇
友近医院	長門市油谷新別名九九九の一	" " "
山陽中央総合病院	厚狭郡山陽町大字厚狭五〇三	" " 三、二一
医療法人中務歯科医院	山陽小野田市日の出三丁目九番九号	" " 三、三一
あすなる薬局	下関市小月茶屋二丁目一番一八号	" " "
えびす薬局	防府市八王子一丁目七番二八号	" " 二、二八

### 山口県告示第三百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定年月日
すぎはら胃腸科外科医院	下関市武久町一丁目一三番八号	平成一七、五、一
緒方耳鼻咽喉科クリニック	宇部市大字小串三八二の一	" " "
三の宮ふくだクリニク	山口市三の宮一丁目二番三七号	" " "
友近医院	長門市油谷新別名九九九の六	" " "
山陽小野田市立山陽市民病院	山陽小野田市大字厚狭五〇三	" " 三、二二
しらすわ内科クリニック	北竜王町一〇番一〇号	" " 五、一
小林哲郎診療所	吉敷郡小郡町大字下郷一七二七	" " "
さの歯科医院	下関市山の田東町一番一八号	" " 六、
中務歯科医院	山陽小野田市日の出三丁目九番九号	" " 四、
あすなる薬局	下関市小月茶屋二丁目一番四五号	" " "
えびす薬局	防府市八王子一丁目七番四号	" " 三、
さつき薬局	山陽小野田市北竜王町一〇番八号	" " 五、

山口県告示第三百七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

医 療 所 名	機 関 名	在 住 地	指 定 辞 退 年 月 日
重田歯科医院	下関市上田中町二丁目七番一五号	平成一七、五、三一	

山口県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務 所の所在地	居宅介護事業者 名称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
社会福祉法人 油谷町社会福 祉協議会	大津郡油谷町 大字新別名九 五〇の一〇〇	社会福祉法人 油谷町社会福 祉協議会	大津郡油谷町 大字新別名九 五〇の一〇〇	訪問介 護	平成一七、 三、二一
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市デイサー ビスセンター かがやき	萩市大字樫三 四六〇の二	訪問入 浴介護	" "
"	"	萩市デイサー ビスセンター 楽々園	萩市大字山田 四二九三の一	通所介 護	" "
"	"	萩市見島高 齢者生活福祉セ ンター	見島三五 の一	通所リ ハビリ シエ ン	" "
"	"	萩市老人保健 施設かがやき	大字樫三 四六〇の二	"	" "

"	"	萩市特別養 老ホームか がやき	"	"	短期入 所生活	"
"	"	萩市老人保健 施設かがやき	"	"	短期入 所療養 介護	"

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業者 名称	事業所 所在地	廃止年月日
社会福祉法人清 風会	長門市三隅中三 九三の一	清風ボラリス居 宅介護支援セン ター	長門市三隅中二 九七の二	平成一七、 四、一
社会福祉法人油 谷町社会福祉協 議会	大津郡油谷町大 字新別名九五〇 の一〇〇	社会福祉法人油 谷町社会福祉協 議会	大津郡油谷町大 字新別名九五〇 の一〇〇	" "

介 護 老 人 保 健 在 施 設 地	萩市老人保健施設かがやき 萩市大字樫三四六〇の二	平成一七、三、五
---------------------	--------------------------	----------

山口県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務 所の所在地	居宅介護事業者 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 響会	下関市豊浦町 大字川棚二一 三九の二	ホームヘルプ サービスセン ターSUN	下関市豊浦町 大字川棚二一 三九の二	訪問介 護	平成一七、 三、一
有限会社ライ フサポートた きやま	大字豊田町 大字矢田二三 三	有限会社ライ フサポートた きやま	大字豊田町 大字矢田二三 三	"	平成一七、 四、一





四 指定定期検査機関の名称  
社団法人山口県計量振興協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
周南市	平成一七、一〇、一一	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市久米支所
"	"	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周南市大字大島九〇九の二
"	"	午後三時から午後三時三〇分まで	周南農業協同組合大島事業所
"	"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市立給島小学校
"	"	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市櫛浜支所
"	"	午後一時から午後三時まで	周南市馬島公民館
"	"	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	周南市立大津島中学校
"	"	午後一時から午後三時まで	周南市鶴いこいの里交流センター
"	"	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	周南市熊毛公民館
"	"	午後一時から午後三時まで	周南市須中須支所
"	"	午後一時から午後三時まで	周南市須金支所
"	"	午前一時三〇分から正午まで	周南市須々万支所
"	"	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周南市大向公民館
"	"	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	周南市向道支所
"	"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市鹿野公民館
"	"	午前一〇時から午前一時三〇分まで	周南市湯野支所
"	"	午後一時から午後二時まで	周南市戸田支所
"	"	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	周南市夜市支所

二二 午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 周南市新南陽球場

二四 午前一〇時から午前一時三〇分まで 周南市和田支所

二五 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 周南市立富田東小学校

二六 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 周南市新南陽体育館

二七 午後一時から午後三時まで 周南市立今宿小学校

二八 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市野球場

三〇 午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで

三二 午後一時から午後三時まで

平成十七年十一月一日から同年十二月二十八日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成十七年十月十一日から同年十二月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称  
社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第三百八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

- 萩市西部加入区
- 萩市中部加入区
- 萩市東部加入区
- 阿武町加入区
- 田万川町加入区

山口県告示第三百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称  
室の木町二丁目<sup>①</sup>の<sup>②</sup>地区  
二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	室 の 木 町 二 丁 目	一 一 四 五	一 号
" "	" "	五 二 一	二 号
" "	" "	五 二 一	三 号
" "	" "	五 二 一	四 号
" "	" "	五 二 六 一	五 号
" "	" "	五 二 六 一	六 号
" "	" "	五 二 七	七 号
" "	砂 山 町 二 丁 目	二 二 四 一 一	八 号
" "	" "	二 二 五 一 一	九 号
" "	室 の 木 町 二 丁 目	一 一 九 七	十 号
" "	" "	一 一 六 五 四	一 一 号
" "	" "	一 一 六 五 一	一 二 号
" "	" "	一 一 六 〇 一	一 三 号
" "	" "	一 一 五 六	一 四 号
" "	" "	一 一 三 三 一 二	一 五 号
" "	" "	一 一 三 三	一 六 号

一 区域の名称  
緑町<sup>③</sup>の<sup>②</sup>地区  
二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 緑 町	五 二 四 〇	一 号
" "	" "	五 三 三 九 一	二 号
" "	" "	五 三 三 八 一	三 号
" "	" "	五 三 三 八 一	四 号
" "	" "	五 三 三 八 一	五 号
" "	" "	五 三 三 八 一	六 号
" "	" "	九 四 〇 一	七 号
" "	" "	九 三 九	八 号
" "	" "	五 二 五 二 一	九 号
" "	" "	五 二 五 一	十 号
" "	" "	五 二 五 〇	十 一 号

一 区域の名称  
黒門東町<sup>②</sup>地区  
二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	長 府 黒 門 東 町	一 一 六 八 一	一 号
" "	" "	一 一 〇 五	二 号
" "	" "	一 一 六 五	三 号
" "	" "	一 一 五 一 四	四 号
" "	" "	一 一 五 一 四	五 号



山口県告示第三百八十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年七月五日

由宇港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

" " " "	一一五二	六号
" " " "	三三〇一の	七号
" " " "	三三〇五の	八号
" " " "	一一〇五	九号

一 埋立区域(第三工区)

(一) 位置

玖珂郡由宇町字桂の下四〇六三から同町字有家浦七九七一の五までに沿接する一般国道一八八号地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十六年十月十三日付け指令港湾第二二号の〇でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇メートル)及び1の地点と2の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. +三・〇メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 玖珂郡由宇町字桂の下の由宇崎三等三角点(北緯三四度〇二分〇二・二四八秒東経一三三度二分五九・三六〇秒)から七四度〇二分〇三秒一八・六七メートルの地点

2の地点 1の地点から一八九度三九分五〇秒三八〇・五八メートルの地点

(三) 面積

七、五四六・九九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十三年十一月十四日 指令港湾第七号の七

三 関係図書を閲覧できる市町村

由宇町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年六月二十八日



(三七〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 高齢者ドリーム福祉協会

代表者の氏名 遠山 辰雄

主たる事務所の所在地 下関市大字有富四番地の六

三 定款に記載された目的

高齢者及び在宅療養患者並びにその家族と医療関係機関及びタクシー関係機関とをネットワークで結び、高齢者及び在宅療養患者が孤独にならず在宅で安心して過ごせるように医療及び福祉に関するさまざまな情報の収集及び提供を行うとともに、医師、病院、介護センター、介護タクシー、自治体及び地域住民との協力による在宅医療福祉制度の普及及び啓蒙の活動を通じて医療及び福祉のサービスの質を向上させ、かつ、高齢者及び在宅療養患者に生きる希望と勇気を与えることにより地域社会の活性化を図り、もって広く公益に貢献すること。

## (三七二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関 成

## 一 事業の名称

県営小行司地区ほ場整備事業(第一換地区)

## 二 工事完了の時期

平成十六年三月二十五日

## 一 事業の名称

県営小行司地区ほ場整備事業(第二換地区)

## 二 工事完了の時期

平成十六年三月二十五日

## (三七二) 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月五日

山口県知事 二井 関 成

## 一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

## 二 都市計画を変更する土地の区域

周南市晴海町及び福川南町

## 三 都市計画の案の縦覧期間

平成十七年七月五日から二週間

## 四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南都市開発部都市計画課

平成十七年七月五日印刷  
平成十七年七月五日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)